

## 【 手術 】

## 189 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術の再算定について

《令和6年5月31日》

## ○ 取扱い

外来において、前回手術日から2週間未満でのK721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術の再算定は、原則として認められない。

前回手術日から1か月以上経過しているK721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術の再算定は、原則として認められる。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術は、内視鏡を用いて大腸ポリープを切除する手術で、厚生労働省通知<sup>\*</sup>に「短期間又は同一入院期間中において、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。」と示されている。

当該手術は、ポリープの数に応じて、複数回必要となる場合があるが、上記告示の「短期間」は、所期の目的が達成される一連の期間であり、その期間は少なくとも、外来においては、前回手術日から2週間未満と判断されるため、その期間内での再算定は原則として認められない、前回手術日から1か月以上経過後の再算定は原則として認められると判断した。

なお、2週間以上1か月未満の再算定については、医学的判断に基づくこととする。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について